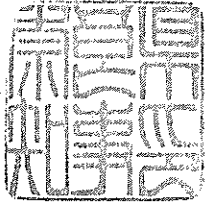




水 政 第 357 号  
令 和 4 年 1 月 11 日

奈良県環境審議会  
会長 樋口 能士 様

奈良県知事 荒井 正吾



令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（諮問）

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定により、下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

#### 記

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項に基づく令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の策定について

#### <諮問理由>

公共用水域及び地下水における環境基準の達成状況及び汚濁状況を把握するため、国及び地方公共団体において実施している水質測定を総合的なものとして、水質汚濁防止法第16条第1項に基づく令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定計画として定める必要があるため、当該計画について、貴審議会の意見を求めるものである。